

全国健康保険協会 香川支部

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

TEL (087) 811-0570 FAX (087) 811-4550

(ホームページアドレス) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kagawa/>

〔組織及び職員数〕

全国健康保険協会香川支部

(職員数：28人)

企画総務グループ
保健グループ
業務グループ
レセプトグループ

設置根拠	健康保険法第7条の4第1項 全国健康保険協会定款第3条第2項
所掌事務	支部においては、当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。 1 健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。）の資格に関する事。 2 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付及び検認に関する事。 3 健康保険法第4章の規定による保険給付（支払を除く。）に関する事。 4 日雇特例被保険者に係る保険給付（支払を除く。）に関する事。 5 任意継続被保険者の保険料の収納及び還付に関する事。 6 健康保険法第6章の規定による保健事業の運営に関する事。 7 健康保険法第6章の規定による福祉事業の運営に関する事。 8 評議会の運営に関する事。 9 その他支部の業務及び財務に関する事項であって理事長が委任した事項
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：企画総務グループ TEL (087) 811-0570
各種相談・案内窓口	1 被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証等の発行、健康保険任意継続被保険者制度、傷病手当金や高額療養費などの健康保険給付に関する事 担当：業務グループ TEL (087) 811-0572 2 レセプト（診療報酬明細書）点検、医療費通知、交通事故・第三者行為の医療費などに関する事 担当：レセプトグループ TEL (087) 811-0573 3 生活習慣病予防健診、特定健康診査、保健指導などに関する事 担当：保健グループ TEL (087) 811-0574 4 事業計画、評議会、保険料率の策定、広報、庶務などに関する事 担当：企画総務グループ TEL (087) 811-0570

（注）全国健康保険協会は、特殊法人ではないが、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。